

## 8 特別支援教育

### 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育

#### 【方向性】

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の指導に当たっては、一人一人の教育的ニーズを的確に把握した上で、自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」を養い、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導や支援を行うことが必要である。

このため、学校全体の指導体制づくりを進め、全ての教職員の理解と協力の下に、指導内容の改善・充実に努めることが求められている。

#### 【課題】

##### (1) 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への指導の充実

通常の学級における特別支援教育を進めるためには、障害の有無にかかわらず学級の全ての児童生徒に対して、一人一人が本来持っている力を最大限に発揮できるように、温かくきめ細かな指導を行っていくことが重要である。そのためには、教師が子ども同士の認め合い助け合う関係を育てるなどして安心感を高めることや、全体の見通しを伝えたり指示を短く伝えたりするなどの分かりやすさを高める指導に取り組むことが大切である。

##### (2) 特別支援学級及び通級指導教室における指導の改善・充実

特別支援学級担任は、校内外の人的物的資源を活用しながら学級をよりよくしていくという視点で学級経営を進めることが必要である。その際、特別支援学級担任が中心となり、情報交換に基づく共通理解、共通行動ができるよう、校内や関係機関への働きかけが必要である。知的障害の特別支援学級において、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習などの各教科等を合わせた指導を行う場合は、その特性を踏まえ、実際的な経験を通して自立に必要な事柄を学習できるように工夫することが大切である。また、自閉症・情緒障害の特別支援学級においては、各教科等や児童生徒の障害の状況に応じた自立活動の指導の充実を図ることが大切である。

通級による指導においては、学級担任や保護者との連携を図りながら自立活動の具体的な指導内容を参考にして、障害に基づく種々の困難を改善・克服するための指導を充実させることが大切である。

特別支援学級及び通級による指導では、個別の教育支援計画を作成し、関係機関、関係部局の密接な連携協力の下、福祉、医療、労働等の様々な側面から長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うようにすることが大切である。さらに、個別の指導計画に基づいた指導と評価の充実を図ることも重要である。

##### (3) 交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習の実施に当たっては、関係者が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく学習内容や方法を事前に検討することが重要である。実際の指導に当たっては、通常の学級の児童生徒と特別支援学級及び特別支援学校の児童生徒の実態に応じた配慮や効果的な活動の設定により、交流及び共同学習の目的が達成できるようにすることが大切である。

##### (4) 進路指導及び学校間の連携の推進

組織的・計画的な教育相談・進路相談を通して、児童生徒や保護者に対する十分な情報提供と意見聴取を行うことで、児童生徒が主体的に進路を選択することができるよう、進路指導の充実に努める。

小学校においては、幼稚園等からの支援内容や方法を引き継ぎ、指導に生かすとともに、個別の教育支援計画等を基に継続的な支援が行えるように中学校との連携を図ることが望まれる。中学校においては、小学校からの指導内容や方法を指導に生かすとともに、個別の教育支援計画等を活用し進学先の高等学校などに引き継ぐなどの連携を図ることが望まれる。

#### 【参考資料】

・「令和2(2020)年度 指導の指針」	R02.3	県教委
・「障害のある子どもの教育支援事務手続きの手引(改訂版)」	R01.8	県教委
・「初めて特別支援学級を担任する先生のためのハンドブック」	H31.3	総教セ
・「特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引」	H31.2	県教委
・「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」	H29.3	文科省